

畜産高度化支援リース事業実施要領の一部改正新旧対照表（案）

改正後	現 行
畜産高度化支援リース事業実施要領	畜産高度化支援リース事業実施要領
平成22年 5月28日 22環機第448号 制 定 [略]	平成22年 5月28日 22環機第448号 制 定 [略]
令和 3年 4月 1日 2環機第756号 一部改正 令和 4年 3月30日 3環機第785号 一部改正	令和 3年 4月 1日 2環機第756号 一部改正
前文 [略]	前文 [略]
第1 事業の内容等	第1 事業の内容等
1 [略]	1 [略]
2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等	2 貸付対象施設等の範囲及び借受者等の範囲等
(1) 環境リース	(1) 環境リース
[略]	[略]
(2) 経営リース	(2) 経営リース
[略]	[略]
(3) 食肉リース	(3) 食肉リース
ア 貸付対象施設等の範囲	ア 貸付対象施設等の範囲
[略]	[略]
イ 借受者の範囲等	イ 借受者の範囲等
(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等	(ア) アの(ア)及び(イ)の貸付対象施設等
a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。	a 借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。
(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(以	(a) 食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(以

改正後	現 行
<p>下「食肉販売事業協」という。）  ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売事業協の組合員とすることができる。</p> <p>i <u>資本の額又は出資の総額が3億円を超えず、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えないもの（以下「中小法人」という。）</u>であること。</p> <p>ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</p> <p>(b)～(g) [略]  b～c [略]  (イ) アの(ウ)の貸付対象施設等 [略]</p> <p>(4) 生乳リース  ア 貸付対象施設等の範囲 [略]  イ 借受者の範囲等  借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。  (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体（人格なき団体を含む。）が集送乳等契約を締結している中小法人であって、理事長が認めたものを含む。）  (イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立さ</p>	<p>下「食肉販売事業協」という。）  ただし、中古機械等を貸付けるにあたっては、次に掲げるすべての要件を満たす食肉販売事業協の組合員とすることができる。</p> <p>i <u>中小法人</u>であること。</p> <p>ii 施設等の貸付けの必要性が高く、かつ、施設等を貸し付けることにより経営の合理化又は食品の衛生管理の向上が図られると見込まれること。</p> <p>(b)～(g) [略]  b～c [略]  (イ) アの(ウ)の貸付対象施設等 [略]</p> <p>(4) 生乳リース  ア 貸付対象施設等の範囲 [略]  イ 借受者の範囲等  借受者となることができる者は、次に掲げるとおりとする。  (ア) 農業協同組合又は農業協同組合連合会等（農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体（人格なき団体を含む。）が集送乳等契約を締結している中小法人であって、理事長が認めたものを含む。）  (イ) 乳業者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づ</p>

改正後	現 行
<p>れた協業組合</p> <p>(ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの</p> <p>(エ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの</p> <p>(オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合</p> <p>(カ) 乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人</p> <p>(キ) その他牛乳の流通に関する団体 <u>又は中小法人</u> であって、農畜産機構理事長が特に必要であると認めるもの</p> <p>ウ 再借受者等 〔略〕</p> <p>第2 ～ 第12 〔略〕</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結した契約について</p>	<p>き設立された協業組合</p> <p>(ウ) 農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は農畜産機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの</p> <p>(エ) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの</p> <p>(オ) 牛乳販売店が構成員となっている中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された商工組合</p> <p>(カ) 乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人</p> <p>(キ) その他牛乳の流通に関する団体であって、農畜産機構理事長が特に必要であると認めるもの</p> <p>ウ 再借受者等 〔略〕</p> <p>第2 ～ 第12 〔略〕</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。ただし、期限が金融機関の営業日以外の日に当たる場合は、次の最初の営業日に機構口座に着金した時に限り、違約金を付さないものとする。違約金の割合は、平成29年3月31日までに締結した契約については、年14.6%、平成29年4月1日から平成30年3月31日までに締結し</p>

改正後	現 行
<p>は、年9.0%、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに締結した契約については、年8.8%、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までに締結した契約については、年8.7%</u>として算定する。</p> <p>その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合これを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。</p> <p>第14 [略]</p> <p>第15 雑則</p> <p>1 <u>関係書類等の整備保管</u></p> <p>(1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿及び関係書類を備え、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。</p> <p>2 貸付施設等の検査及び報告</p> <p>機構は、必要があると認めたときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等の維持管理、使用状況等</p>	<p>た契約については、年9.0%、平成30年4月1日から令和3年3月31日までに締結した契約については、年8.9%、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに締結した契約については、年8.8%として算定する。</p> <p>その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合これを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。</p> <p>第14 [略]</p> <p>第15 雑則</p> <p>1 <u>帳簿の備付け</u></p> <p>(1) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、貸付施設等についての帳簿及び関係書類を備え、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(2) 借受者並びに借受団体及び転貸借受団体は、公租公課、貸付料等の領収書等、貸付決定通知書、契約書等の関係書類を貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間保管しなければならない。</p> <p>(3) 受託団体は、委託業務に係る関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、貸付施設等ごとに貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間とする。</p> <p>2 貸付施設等の検査及び報告</p> <p>機構は、必要があると認めたときは、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体に対し、貸付施設等の維持管理、使用状</p>

改正後			現 行		
<p>について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>			<p>況等について報告を求め、又は検査を行うことができる。この場合、借受者又は借受団体、転貸借受団体若しくは受託団体は、検査に応じ、検査に立ち会い、書類、帳簿等の整備、提出等、検査が円滑に行われるように協力しなければならない。</p> <p>3 〔略〕</p>		
別表1			別表1		
貸付施設等及びその貸付期間 環境リース			貸付施設等及びその貸付期間 環境リース		
(1) 家畜ふん尿処理施設等			(1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17	ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、貯留槽、浄化槽（主としてコンクリート製のもの）	17
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として金属製のもの）	14		堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として金属製のもの）	14
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として木製のもの）	5		堆肥舎、乾燥舎、発酵舎（主として木製のもの）	5
	貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8		貯留槽、浄化槽（主としてFRP製のもの）	8
	ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14		ふん尿処理施設用屋根（主として金属のもの）	14
	ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5		ふん尿処理施設用屋根（主として木製のもの）	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液	7	ふん尿処理機械・装置	発酵機（装置）、攪拌乾燥機（装置）、火力乾燥機、送風機（装置）、換気扇、固液	7

改正後			現 行		
	分離機、 <u>脱水機</u> 、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置			分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	
切り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等 切り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可。	7	切り返し作業機	フロントローダー、ショベルローダー等 切り返し作業機 *堆肥舎等との同時申請のみ可。作業機のみでの申請は不可。	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
(2) 衛生関連施設等 〔略〕			(2) 衛生関連施設等 〔略〕		
別表 2			別表 2		
貸付施設等及びその貸付期間 経営リース			貸付施設等及びその貸付期間 経営リース		
(1) 家畜ふん尿処理施設等			(1) 家畜ふん尿処理施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	1 7	ふん尿処理施設	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場（主としてコンクリート製のもの）	1 7
	堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製	1 4		堆肥舎、乾燥舎、貯留槽、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場（主として金属製	1 4

改正後			現 行		
	のもの)			のもの)	
	堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場 (主として木製のもの)	5		堆肥舎、乾燥舎、発酵舎、堆肥置き場、副資材置き場 (主として木製のもの)	5
	貯留槽、浄化槽 (主としてFRP製のもの)	8		貯留槽、浄化槽 (主としてFRP製のもの)	8
	ふん尿処理施設用屋根 (主として金属製のもの)	14		ふん尿処理施設用屋根 (主として金属製のもの)	14
	ふん尿処理施設用屋根 (主として木製のもの)	5		ふん尿処理施設用屋根 (主として木製のもの)	5
ふん尿処理機械・装置	発酵機 (装置)、攪拌乾燥機 (装置)、火力乾燥機、送風機 (装置)、換気扇、固液分離機、 <u>脱水機</u> 、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7	ふん尿処理機械・装置	発酵機 (装置)、攪拌乾燥機 (装置)、火力乾燥機、送風機 (装置)、換気扇、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、ホイールローダー	7	運搬用機具	フロントローダー、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー、ホイールローダー	7
	トラック	5		トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4		ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
散布機	<u>マニユアスプレッター</u> 、バキュームカー (けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスター、レインガン	7	散布機	<u>マニユアスプレッター</u> 、バキュームカー (けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスター、レインガン	7
作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7	作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7	悪臭防止用機械・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7
その他	太陽光発電システム関連機器	7	その他	太陽光発電システム関連機器	7

改正後			現 行		
	発電機	7		発電機	7
	電気設備	7		電気設備	7
(2) 飼料の生産、給与等施設等			(2) 飼料の生産、給与等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設 (主としてコンクリート製のもの)	17	飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設 (主としてコンクリート製のもの)	17
	飼料貯蔵施設 (主として金属製のもの)	14		飼料貯蔵施設 (主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵施設 (主としてFRP製のもの)	8		飼料貯蔵施設 (主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根 (主として金属製のもの)	14		飼料貯蔵用施設用屋根 (主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根 (主として木製のもの)	5		飼料貯蔵用施設用屋根 (主として木製のもの)	5
飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テッター、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、 <u>ハロー</u> 、栽培管理用機械	7	飼料作物生産・調製用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールベラー、テッター、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7
飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット	7	飼料調製用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置、餌寄せロボット	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7	運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5		トラック	5
	ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4		ダンプカー、軽自動車、フォークリフト	4
その他	太陽光発電システム関連機器	7	その他	太陽光発電システム関連機器	7



改正後			現 行		
	発電機	7		発電機	7
	電気設備	7		電気設備	7
(3) 家畜飼養管理等施設等			(3) 家畜飼養管理等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
家畜飼養管理 施設	簡易畜舎 (主としてコンクリート製のもの)	17	家畜飼養管理 施設	簡易畜舎 (主としてコンクリート製のもの)	17
	簡易畜舎 (主として金属製のもの)	14		簡易畜舎 (主として金属製のもの)	14
	簡易畜舎 (主として木製のもの)	5		簡易畜舎 (主として木製のもの)	5
	畜舎屋根 (主として金属製のもの)	14		畜舎屋根 (主として金属製のもの)	14
	畜舎屋根 (主として木製のもの)	5		畜舎屋根 (主として木製のもの)	5
家畜管理機械・ 装置	<u>家畜哺育用機器</u> 、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置 (搾乳ロボット)、哺乳ロボット、バルククーラー、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム	7	家畜管理機械・ 装置	<u>カーフハッチ</u> 、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置 (搾乳ロボット)、哺乳ロボット、バルククーラー、バルククーラーの洗浄装置・真空ポンプ、牛床マット、スタンション、噴霧機 (装置)、洗浄機 (装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、細霧装置、秤量機、発情発見機、分娩監視装置、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、検卵・洗卵装置、エコフィード給餌システム	7
	コンピューター (サーバー用を除く)	4		コンピューター (サーバー用を除く)	4
	コンピューター (サーバー用)	5		コンピューター (サーバー用)	5
	プリンター、ハンディターミナル	5		プリンター、ハンディターミナル	5
家畜・卵運搬用 機械	トラック	5	家畜・卵運搬用 機械	トラック	5
その他	太陽光発電システム	7	その他	太陽光発電システム	7

改正後			現 行		
	発電機	7		発電機	7
	電気設備	7		電気設備	7
(4) 6次産業化に関する施設等 [略] 注 [略]			(4) 6次産業化に関する施設等 [略] 注 [略]		
別表3			別表3		
食肉リース			食肉リース		
(1) 食肉の加工・販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等			(1) 食肉の加工・販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	ストッカー	6	保管用機械・装置	ストッカー	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8		非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9		冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
総菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整型粉着機、	9	総菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整型粉着機、	9

改正後			現行		
	成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機			成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	
車両	冷蔵・冷凍車（軽）、保冷車（軽）	4	車両	冷蔵・冷凍車（軽）、保冷車（軽）	4
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5		冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5	計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピューター(サーバー用を除く)	4	経営管理用機械	コンピューター(サーバー用を除く)	4
	コンピューター (サーバー用)	5		コンピューター (サーバー用)	5
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置 (小型)、脱臭装置 (大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	汚水処理用機械・装置	ばっ気装置、脱臭装置 (小型)、脱臭装置 (大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽 (FRP)、浄化槽 (FRP)	10		貯留槽 (FRP)、浄化槽 (FRP)	10
その他	ショベルローダー	7	その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機、 <u>垂直搬送機</u>	4		室内運搬機	4
	シンク、作業台	5		シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6		作業場用空調機	6
	飲食店用機械	8		飲食店用機械	8
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速	9		解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速	9

改正後			現 行		
	冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置			冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	
(2) 食肉処理等施設等			(2) 食肉処理等施設等		
項 目	品 目	貸付期間 (年)	項 目	品 目	貸付期間 (年)
保管用機械・装置	ストッカー	6	保管用機械・装置	ストッカー	6
	非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8		非冷ショーケース、食肉保管用棚(陳列棚)	8
	冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9		冷凍冷蔵庫、冷凍冷蔵ショーケース、冷蔵冷凍装置、冷凍機、冷却機、冷却装置	9
食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9	食肉調製用機械	包装機、ラベラー、ミートスライサー、バンドソー、カッター、チョッパー、ミートテンダー、シュリンカー、ミートホルダー、自動切断機、タンブラー、冷却槽、内臓処理機、残毛処理機	9
惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9	惣菜用機械	串刺機、ボイル機、串焼機、水煮槽、充填機、フライヤー、整形粉着機、成形機、塩漬機、ロースター、オーブン、蒸し器、燻煙機、食油濾過機、糸巻機、熟成庫、蒸気釜、レンジ、全自動調理機	9
車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4	車両	冷蔵・冷凍車(軽)、保冷車(軽)	4

改正後			現 行		
	冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5		冷蔵・冷凍車、保冷車、冷蔵・冷凍車（車台）、冷蔵・冷凍車（コンテナ）、牛枝肉懸垂車	5
計量用機械	自動計量機	5	計量用機械	自動計量機	5
経営管理用機械	コンピューター（サーバー用を除く）	4	経営管理用機械	コンピューター（サーバー用を除く）	4
	コンピューター（サーバー用）	5		コンピューター（サーバー用）	5
	レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5		レジスター、プリンター、ハンディターミナル	5
と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタニングガン、殴打式スタニングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髓吸引装置、脊髓除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリューコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ボイル装置、副生物冷却用製氷機	10	と畜処理用機械	中軀等切断機、除骨機、脱骨機、皮剥ぎ機、背割機、枝肉搬送レール装置、枝肉自動計量機、衛生管理設備、生体追込機、生体計量機、生体洗浄機、ノッキングペン、ランディングマシン、スタニングガン、殴打式スタニングガン、生体保体装置、腹乗せコンベアー、失神装置、不動体化機械、脊髓吸引装置、脊髓除去刃装置、頭蓋破碎機、スクリューコンベアー、放血処理機、ナイフ消毒槽、昇降作業台、食道結紮機、ホーンカッター、電動胸割機、消毒槽、デハイダー、吊り替え機、肛門結紮機、電気刺激機、脱毛機、飽和蒸気機、水切機、スチームバキューム機、解体処理コンベアー、副生物搬送機、副生物切開機、ボイル装置、副生物冷却用製氷機	10

改正後			現 行		
汚水処理用機械 ・装置	ばっ気装置、脱臭装置 (小型)、脱臭装置 (大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7	汚水処理用機械 ・装置	ばっ気装置、脱臭装置 (小型)、脱臭装置 (大型)、浄化装置、汚泥脱水機、汚泥乾燥機	7
	貯留槽 (FRP)、浄化槽 (FRP)	10		貯留槽 (FRP)、浄化槽 (FRP)	10
その他	ショベルローダー	7	その他	ショベルローダー	7
	室内運搬機	4		室内運搬機	4
	シンク、作業台	5		シンク、作業台	5
	作業場用空調機	6		作業場用空調機	6
	飲食店用機械	8		飲食店用機械	8
	解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、 <u>給湯機器</u> 、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9		解凍庫、金属検出機、コンプレッサー、洗浄機、殺菌装置、室内衛生管理機器、ミキサー、梱包機、自動切断鋸、ナイフ研磨機、解凍機、急速冷凍解凍機、乾燥機、解凍装置、コンベアー、ボイラー、除湿装置、製氷機、枝肉搬送レール装置	9
<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表を準用したものである。</p> <p>2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p> <p>(3) [略]</p>			<p>注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年大蔵省令第15号) 別表を準用したものである。</p> <p>2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。</p> <p>(3) [略]</p>		

改正後	現 行
<p style="text-align: right;">別表 4</p> <p style="text-align: center;">生乳リース</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 1 の 1 (直接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>様式 1 号- 1 ~ 様式 1 号- 2</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 1 の 2 (直接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 (間接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 の 1 (間接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 の 2 の (1)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 の 2 の (2)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>様式 1 号- 1 ~ 様式 1 号- 2</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>様式 2 号~様式 4 号</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>	<p style="text-align: right;">別表 4</p> <p style="text-align: center;">生乳リース</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 1 の 1 (直接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>様式 1 号- 1 ~ 様式 1 号- 2</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 1 の 2 (直接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 (間接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 の 1 (間接リース)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 の 2 の (1)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>別紙様式の 2 の 2 の (2)</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>様式 1 号- 1 ~ 様式 1 号- 2</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p> <p>様式 2 号~様式 4 号</p> <p style="text-align: center;">〔略〕</p>

改正後	現 行
様式5号-1～様式5-4 〔略〕	様式5号-1～様式5-4 〔略〕

附 則（令和4年3月31日3農畜機第7196号承認）  
この実施要領の一部改正は、令和4年4月1日から施行する。